

「桐生市出会いの場促進事業補助金」の 募集を開始します

本市では、「女性・若者から選ばれる桐生市提言書」を踏まえ、少子化の要因の一つである未婚化及び晩婚化に対する取組として、結婚を希望する独身男女のための出会いや交流の場を提供し、結婚の促進を図るための事業（イベント等）を開催する団体（NPO、法人等）に対し、事業費の一部を補助する制度を創設しましたので募集を開始します。

- **募集開始日** 令和8年7月1日（水）
- **制度概要** ・ 1団体当たり、上限10万円を補助します（1団体あたり年度内1回限り）。※令和8年度予算額：30万円（3団体×10万円の交付を予定）
・ 補助対象事業等の詳細につきましては、別添の「桐生市出会いの場促進事業補助金」の募集チラシをご参照ください。
- **申請場所** 桐生市役所3階 共創企画部 企画課（桐生市織姫町1-1）
申請書等は、7月1日から公開する市ホームページからダウンロードすることができます。
URL：
<https://www.city.kiryu.lg.jp/1005326/1026075/1027145/1027147.html>
- **周知方法** 広報きりゅう7月号、市ホームページ、ふれあいメール、各種SNS等



【問い合わせ】

共創企画部企画課企画戦略担当
担当 曾我・寺井
TEL 0277-32-3809（直通）

桐生市出会いの場促進事業補助金のご案内

桐生市では結婚を希望する独身男女のための出会いや交流の場を提供し、結婚の促進を図るための事業（イベント等）を開催する団体に対し、1団体当たり**上限10万円**を補助します。

補助対象事業者

次に掲げる条件をいずれも満たすNPOや法人等が対象です。

- (1) 桐生市内に団体の活動拠点を有し、市内において活動していること。
- (2) 地域や社会に貢献する活動等を行っていること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ・宗教活動、政治活動、選挙活動その他これらに類する活動を目的とするもの。
 - ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる事業を行うもの。
 - ・暴力団、暴力団員又は暴力団員等と密接な関係にあるもの。

補助対象事業

結婚を希望する独身男女のための出会いや交流の機会を提供し、次に掲げる条件を全て満たすイベント等が対象です。

- (1) 20歳以上を対象とすること。
- (2) 参加者を補助対象事業者の関係者に限定しないこと。
- (3) 参加者を公募すること。
- (4) 参加者を20人以上とし、市内に在住又は在勤の20歳以上40歳未満の独身男女がその半数以上を占めること。
- (5) 参加者の男女比率に著しい差異が生じないものであること。
- (6) 適正な額の参加費を設定すること。
- (7) 補助金の交付決定後に事業を実施すること。
- (8) 市内でイベント等を開催すること。

補助対象経費

イベント等を開催するために要した経費のうち、次の経費が対象です。

- (1) 補助対象事業者の外部からの講師・司会者等に係る謝礼金、謝礼品に係る経費等
- (2) 補助対象事業者の外部からの講師・司会者等の交通費等
- (3) 会場の使用料、バス車両や音響機器等の借上料
- (4) チラシ・ポスター・パンフレット等の印刷代
- (5) 参加者等に係る保険料等
- (6) 事務用品等
- (7) 郵便料等
- (8) その他市長が必要と認める経費

※なお、以下のものは補助対象外経費です。

- ・補助対象事業の実施に係る経常的な活動、運営に係る経費（人件費含む）及び会議等における飲食費等
- ・参加者の交通費、宿泊費及び記念品代等
- ・備品購入費
- ・補助金の交付決定前に着手したイベント等の準備行為に係る経費 など

申請手続きの流れ

キノピー



Step 1

事業計画

独身男女に健全な出会いの場を提供するイベント等を企画します。

Step 2

交付申請

次の書類を市へ提出してください。

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 団体概要説明書（様式第2号）
- ③ 事業計画書（様式第3号）
- ④ 収支予算書（様式第4号）

※事前に企画課へ連絡いただき、申請の可否を確認してください。
※原則、先着順に申請を受け付けます。

補助金の交付決定

申請者に、「交付決定通知」を送付します。

※審査等により、不交付決定や交付額が減額となる場合があります。

※交付決定前の経費は、補助対象経費になりません。

Step 3

イベント等の開催

「交付決定日」以降に開催します。

Step 4

実績報告

事業完了後、30日以内又はその年度の3月31日のいずれかの早い日までに次の書類を市へ提出してください。

- ① 実績報告書（様式第8号）
- ② 事業実施報告書（様式第9号）
- ③ 収支決算書（様式第10号）
- ④ 参加者名簿
- ⑤ 補助対象経費の領収書の写し
- ⑥ 事業実施時の写真

補助金の確定

補助金の額を決定し、申請者に「確定通知書」を送付します。

Step 5

請求

「確定通知書」を受け取り後、請求書（様式第12号）を市へ提出してください。

補助金の振込

指定された口座に補助金を振り込みます。



お問い合わせ先

桐生市役所 企画課企画戦略担当
〒376-8501 桐生市織姫町1番1号 TEL : 0277-32-3809 (直通)
E-mail : kikaku@city.kiryu.lg.jp